

豊楽園デイサービスセンター
介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）契約書別紙（兼重要事項説明書）
(令和6年11月1日現在)

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 坂井福祉会
主たる事務所の所在地	〒919-0501 福井県坂井市坂井町下関42-2
代表者（職名・氏名）	理事長 木村 洋子
設 立 年 月 日	平成4年5月15日
電 話 番 号	0776-72-2630

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	豊楽園デイサービスセンター	
サービスの種類	第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）	
事業所の所在地	〒919-0501 福井県坂井市坂井町下関42-2	
電 話 番 号	0776-72-2630	
指定年月日・事業所番号	平成27年4月1日指定	1871700090
実施単位・利用定員	1単位	定員35人
通常の事業の実施地域	坂井市、あわら市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時30分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	人数
管理者	1人
生活相談員	2人以上
看護職員	2人以上
介護職員	5人以上
機能訓練指導員	1人以上
管理栄養士	1人以上

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 齊藤 優太
管理責任者の氏名	管理者 牧田 治

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、下記の基準額に、利用者の介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）第1号通所事業・介護予防通所介護相当サービスサービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

【基本部分：介護予防通所介護相当サービス】

利用者の要介護度	利用の頻度	利用回数	利用者負担基準額	
			回	月
事業対象者 要支援1	週1回程度	月4回まで	436円	－
		月5回	－	1,789円
事業対象者 要支援2	週2回程度	月8回まで	447円	－
		月9回	－	3,621円

（注1）上記の基本利用料は、坂井地区広域連合長が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算：介護予防通所介護相当サービス】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）		加算額	
			基本利用料	利用者負担
生活機能向上 グループ活動加算	生活機能の向上に対して実施される日常生活上の支援を行った場合		1,000円	100円
栄養改善加算	低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合		2,000円	200円
科学的介護推進 体制加算	利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症等の状況その他心身状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合		400円	40円
選択的サービス 複数実施加算Ⅰ	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合		4,800円	480円
選択的サービス 複数実施加算Ⅱ			7,000円	700円
事業所評価加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合		1,200円	120円
サービス提供体制 強化加算（Ⅲ）※	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	週1回程度 利用の場合	240円	24円
		週2回程度 利用の場合 (要支援1除く)	480円	48円
介護職員等 処遇改善加算（Ⅱ）	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合		基本サービス費に、各種加算減算を加えた総単位数×9.0%	

（注2）※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（2）その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき700円の食費をいただきます。
おやつ代	おやつ提供を受けた場合、1回につき105円の食費をいただきます。
特別な食事・嗜好品	特別な食事・嗜好品の提供を受けた場合、要した費用の実費をご負担いただきます。
おむつ代	オムツの提供を受けた場合、種類によって価格をご負担いただきます。 紙オムツM 80円/枚 紙オムツL 90円/枚 パンツタイプM 80円/枚 パンツタイプL・LL 90円/枚 尿取りパッド 20円/枚 ビッグパッド30円/枚
その他	ご契約者様のご希望により日常生活に要する費用として、1日200円をご負担していただきます。（ティッシュ・タオル・シャンプー・石鹸・ボディーソープ等）
インフルエンザ注射	インフルエンザ予防のため希望者は嘱託医に支払う価格をご負担いただきます。

(3) 利用の中止・変更・追加

①利用予定日の前にサービス提供の中止又は変更、追加をすることができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者申し出てください。

②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に示唆して協議します。

(4) 支払い方法

上記(1)(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後に差上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座振替	全国ほぼ全ての金融機関に対応しております。 (振替手数料のご負担はありません)
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の20日までに、下記の口座にお振り込みください。 ○北國銀行 金津支店 普通口座 023010 社会福祉法人 坂井福祉会 豊楽園 理事長 木村 洋子 ○福井銀行 坂井町支店 普通口座 1007894 社会福祉法人 坂井福祉会 豊楽園 理事長 木村 洋子 ※ 振込み手数料はご負担願います。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の20日までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 福祉サービス第三者評価受審状況

受審の有無	なし
-------	----

11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び坂井地区広域連合等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12. 苦情相談窓口

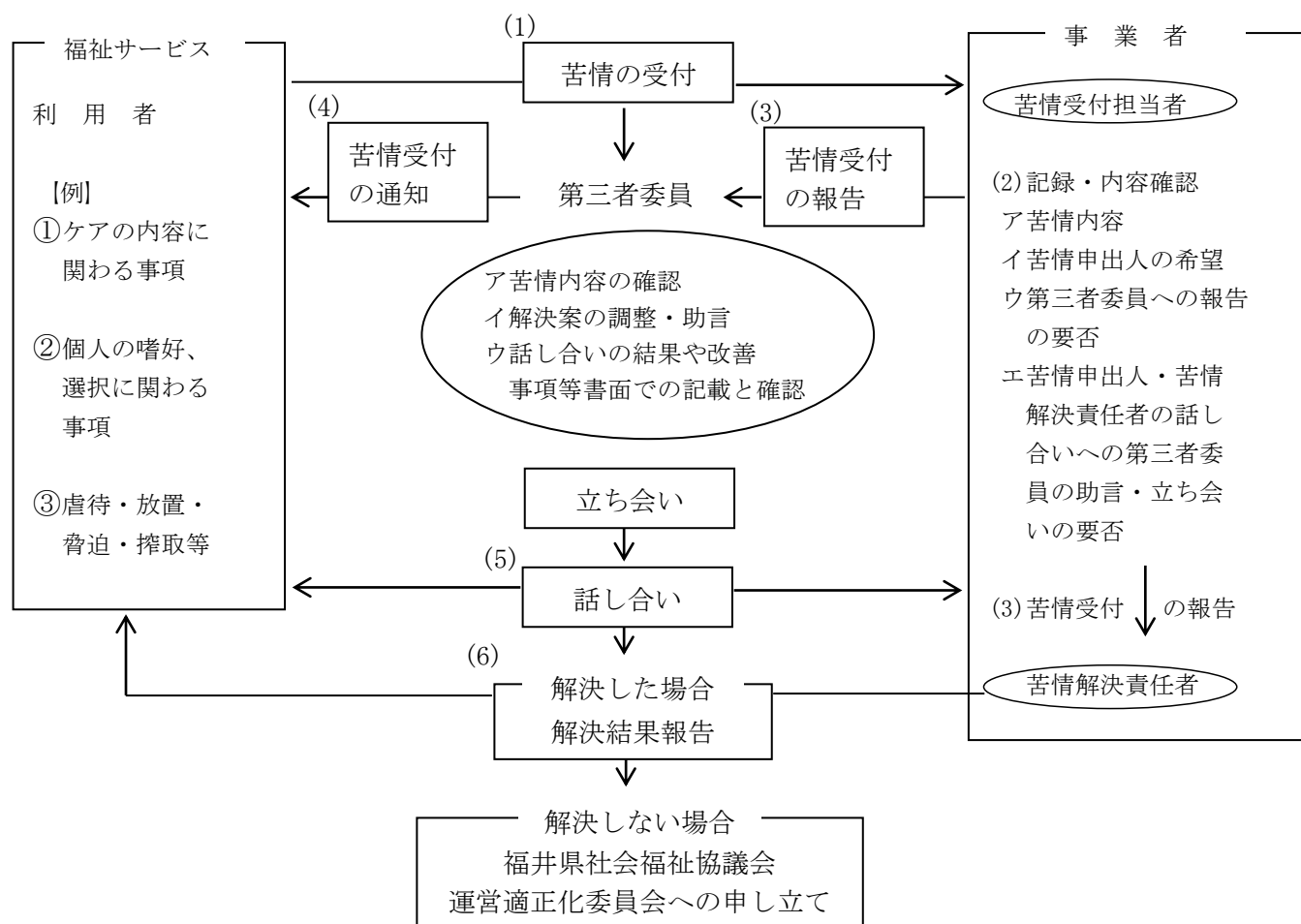
(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0776-72-2630 面接場所 当事業所の相談室 担当者 齊藤 優太 (生活相談員)
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	坂井地区広域連合 介護保険課	電話番号 0776-91-3309
	福井県国民健康保険団体連合会	電話番号 0776-57-1614

豊楽園の苦情解決の仕組み



1 3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- (5) 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いただく場合があります。
- (6) 当事業所の職員や利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

1 4. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。